

○兵庫県警察足こん跡等取扱

規程〔昭和45年3月13日〕

〔沿革〕 昭和47年11月本部訓令第24号、54年9月第16号、61年3月第2号、平成8年10月第18号、12年12月第15号、14年5月第7号改正

兵庫県警察足こん跡等取扱規程を次のように定める。

兵庫県警察足こん跡等取扱規程

（趣旨等）

第1条 この規程は、犯罪現場に遺留された足こん跡（足跡、タイヤこん、工具こんその他のこん跡をいう。以下同じ。）を犯罪捜査に活用するために必要な事項を定めるものとする。

2. 足こん跡の取扱いについては、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（基本的な心構え）

第2条 犯罪現場に遺留された足こん跡は、犯罪捜査上重要な資料であることを認識し、積極的な活用に努めなければならない。

（履物底写真票の作成）

第3条 刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、兵庫県内で製造された履物について、その底模様ごとに、足跡取扱細則第5条第1項に規定する履物底写真票を作成しなければならない。

（履物底写真票の分類保管）

第4条 鑑識課長は、履物底写真票を警察庁刑事局長が定める分類基準（以下「分類基準」という。）により分類整理し、原則として7年間保管するものとする。

（足こん跡の採取及び送付）

第5条 警察職員は、犯罪現場において足こん跡を採取したときは、現場足こん跡採取報告書（様式第1号）を作成し、警察署長（警察本部の犯罪捜査を担当する所属長（鑑識課長を除く。）を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

2 警察署長は、足跡又はタイヤこん、（以下「足跡等」という。）については遺留足跡等写真票（様式第2号。以下「足跡票」という。）を作成し、鑑識課長に送付しなければならない。この場合において、現場採取資料又は足跡等の側面

にミリメートル目盛りのあるスケールを添えて撮影した2分の1大の写真を添付するものとする。

3 警察署長は、工具こんその他のこん跡については1箇月中の採取状況をこん跡採取状況通知書（様式第3号）にまとめて記載し、翌月の5日までに鑑識課長に通知するものとする。

なお、保管資料との対照等必要があるときは、その都度こん跡送付書（様式第4号）を作成し、現場採取資料を添付の上、鑑識課長に送付するものとする。

（足跡票及びこん跡送付書の受理に伴う処理）

第6条 鑑識課長は、足跡票の送付を受けたときは、速やかに保管中の資料と対照し、その結果を足跡等対照結果通知書（様式第5号）により送付した警察署長に通知するとともに、送付された現場採取資料を返送しなければならない。

2 鑑識課長は、こん跡送付書の送付を受けたときは、必要な対照を行い、足こん跡対照結果通知書（様式第6号）により送付した警察署長に通知するとともに、送付された現場採取資料を返送しなければならない。

3 鑑識課長は、足跡等を遺留した被疑者が他の都道府県の区域にわたって犯罪を行っていると認められる場合において、必要があるときは、当該都道府県鑑識課長に対して足跡票を送付し、遺留足跡照会を行うものとする。

4 鑑識課長は、警察署長に対し足跡手配を行うときは、印刷物、写真、電話等により、遺留された足跡等の種類、名称、模様、摩耗及び欠損の状況等を通知して行うものとする。

5 鑑識課長は、第1項の処理を終えた足跡票を分類基準により分類整理し、採取のときから3年間保管するものとする。

（足跡票の削除通知）

第7条 警察署長は、足跡票を送付した事件の被疑者を検挙するなど、足跡票を保管する必要がなくなつたと認めたときは、遺留足跡等写真票削除通知書（様式第7号）により鑑識課長に通知しなければならない。

2 鑑識課長は、前項の通知を受けたときは、前条第5項の規定にかかわらず、当該足跡票を削除するものとする。

（同一足跡等の照会）

第8条 警察署長は、検挙した被疑者について余罪があると認められるときは、当該被疑者の足型（足紋を含む。以下同じ。）又は犯行に関係があると認められる履物若しくはタイヤ（以下

「履物等」という。)により、鑑識課長に同一足跡等の有無について照会をするものとする。

2 前項の照会は、足型又は履物等に同一足跡等照会書（様式第8号）を添付して行わなければならない。ただし、履物等の送付が困難なときは、その実物大の写真又は白紙等に転写した資料を送付するものとする。

3 鑑識課長は、第1項の照会を受けたときは、速やかに保管中の足跡票と対照するとともに、被疑者の自供、被害品、犯罪手口等から他の都道府県の区域にわたって犯罪を行っていると思われるときは、警察庁鑑識課長又は当該都道府県鑑識課長に対して被疑者の足型又は履物等を転写した資料を送付し、被疑者足跡照会を行うものとする。

4 鑑識課長は、前項の対照又は照会の結果を足こん跡対照結果通知書により、照会した警察署長に通知するとともに、送付された履物等を返送しなければならない。

（鑑定の嘱託）

第9条 警察署長は、足こん跡と、被疑者の足型又は犯行に関係があると認められる資料の鑑定を必要とするときは鑑識課長に嘱託するものとする。

2 前項の嘱託は、鑑定を行う資料に鑑定嘱託書（兵庫県警察鑑識事務取扱規程（昭和37年兵庫県警察本部訓令第14号）様式第11号）を添付して行わなければならない。

3 鑑識課長は、前項の嘱託を受けたときは、速やかに鑑定を行い、その結果を依頼した警察署長に回答しなければならない。

（足こん跡処理簿）

第10条 鑑識課長は、足跡票については足跡処理簿（様式第9号）、同一足跡等照会書については足跡処理簿（様式第10号）及び鑑定嘱託書については足こん跡処理簿（様式第11号）により処理経過をそれぞれ記載しておかなければならない。

2 警察署長は、足こん跡の採取及び処理経過を現場鑑識活動簿（兵庫県警察鑑識事務取扱規程様式第7号）に記載しておかなければならない。

（被疑者の足紋の採取等）

第11条 鑑識課長は、被疑者の足紋の収集、管理及び運用に努めるものとする。

2 警察署長は、再犯性、反復性が強いと認められる凶悪犯、盗犯、性犯等の被疑者を検挙したときは、被疑者足紋を採取するよう努めなければ

ならない。

3 前項の足紋は、被疑者足紋票（様式第12号）に指紋押なつ用インキを用いて採取するものとする。

4 警察署長は、被疑者足紋を採取したときは、これを鑑識課長に送付しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月18日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月13日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月7日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月1日本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日本部訓令第15号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年5月20日本部訓令第7号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

現場足こん跡採取報告書

年 月 日

兵庫県 警察署長
司法警察員
警 視

殿

兵庫県 警察署

司法

印

次のとおり現場足こん跡を採取したので報告する。

事 件 名		手口名				
発 生 日 時	年 月 日 午 時 分 年 月 日 午 時 分	ころから ころまで	の間			
発 生 場 所						
被 害 者 の 住 所 職業、氏名、年齢	住所 職業 氏名 (歳)					
採 取 日 時	年 月 日 午 時 分 年 月 日 午 時 分	ころから ころまで	の間			
採 取 場 所						
立 会 人 の 住 所 職業、氏名、年齢	住所 職業 氏名 (歳)					
採 取 資 料	継続紙記載のとおり					
採 取 者	係 名	階 級	氏 名	係 名	階 級	氏 名
備 考						

注意 立会人が複数いる場合は、「備考」欄に記載すること。

様式第2号(第5条関係)

															保存期限			
遺留足跡等写真票															平成 年 月 日		警察署	
分類番号										事件名 (手口)				送付 番号				
		作成年		大種別		中種別		カード番号		発 生	日 時		平成 年 月 日		時 分			
手口分類 カード番号											場 所							
足 跡 カード番号											被害者		(歳)					
採取箇所										個							個	
個 数																		
対 照 結 果	基 礎 資 料	資 料 番 号		種 別		模		様		× - 力 -								
	類 似 現 場 資 料	署送付番号		同 一 調 査 表		事 件 (手口)		採 取 年 月 日		採 取 者								
受 理 番 号		年 第		号		取 扱 者		対 照 結 果 通 知		年		月		日				

様式第3号 (第5条関係)

発 第 号
年 月 日

鑑 識 課 長 殿

警 察 署 長

こん跡採取状況通知書 (月分)

	事 件 名 (手 口)	発 生 日 時	被 害 者 氏 名 ・ 年 齢	こ ん 跡 採 取 個 数			備 考
				工 具 こ ん	手 袋 こ ん	そ の 他	
1			(歳)	個	個	個	
2			(歳)	個	個	個	
3			(歳)	個	個	個	
4			(歳)	個	個	個	
5			(歳)	個	個	個	
6			(歳)	個	個	個	
7			(歳)	個	個	個	
8			(歳)	個	個	個	
9			(歳)	個	個	個	
10			(歳)	個	個	個	
11			(歳)	個	個	個	
12			(歳)	個	個	個	
13			(歳)	個	個	個	
14			(歳)	個	個	個	
合 計				個	個	個	

様式第4号 (第5条、第6条関係)

				発第 号 年 月 日
鑑 識 課 長 殿				警 察 署 長
こ ん 跡 送 付 書				
下記事件に関するこん跡を送付します。				
記				
事 件 名 (手 口)	()			
発 生 日 時	年 年	月 月	日 日	午 午
			時 時	分 分
発 生 場 所	()			
被 害 者	氏 名 年 齢 歳			
こ ん 跡 の 種 別 個 数	番 号	種 別		個 数
備 考				

様式第5号（第6条、第8条関係）

兵庫県警 第 号
年 月 日

兵庫県 警察署長 殿

鑑 識 課 長

足跡等対照結果通知書

みだしのことについて、遺留足跡等の対照結果を下記のとおり通知します。

記

発送番号	受理資料		類似基礎資料		類似 遺 留 足 跡			
	受理番号	種 別	図様	分類番号	製造所等	署名	事件(手口)名	発生年月日
1		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
2		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
3		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
4		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
5		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
6		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
7		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
8		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
9		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
10		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
11		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
12		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
13		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						
14		☐ オグヤマ運動靴 ☐ 短靴 ☐ 布靴 ☐ その他()						

(注) 詳細が必要なときは、足こん跡係まで連絡すること。

様式第6号 (第6条、第8条関係)

兵 警 鑑 発 第 号 年 月 日					
兵庫県 警察署長 殿					
鑑 識 課 長					
足 こん 跡 対 照 結 果 通 知 書					
貴署刑鑑発第 号で送付のあった被害(疑)者 にかか ☐ 遺留足跡写真票 ☐ 被 疑 者 足 跡 の対照結果は下記のとおりであるから通知します。 ☐ こ ん 跡					
記					
	種 別	対 照 結 果			
受理 資料	☐ 足 跡	☐ カジュアル ☐ 短靴 ☐ 運動靴 ☐ 布靴 ☐ その他()			
		模 様		分類番号	
	☐ 手袋こん	☐ 軍手よう 個 ☐ 綿手袋よう 個 ☐ ナイロン手袋よう 個 ☐ ドライブ用手袋よう 個 ☐ スベリ止め付き手袋よう 個 ☐ その他() 個			
		☐ 工具こん	☐ ドライバーよう 個 ☐ バールよう 個 ☐ ドリルよう 個 ☐ カッターナイフよう 個 ☐ 金切り鋏よう 個 ☐ その他() 個		
	☐ 布目こん		☐ 綿布よう 個 ☐ ナイロン布よう 個 ☐ 麻布よう 個 ☐ その他() 個		
	☐ その他のこん跡				
類似 遺留 足跡	署 名	事 件 (手 口) 名	発 生 年 月 日	被 害 者	
	1		年 月 日		
	2		年 月 日		
	3		年 月 日		
	4	☐ 別添同一(類似)足跡調査表のとおり ☐ 貴署刑鑑発第 号のとおり ☐ 道府県警察本部鑑識課回答のとおり			対 照 者

様式第7号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

遺留足跡等写真票削除通知書

兵庫縣警察本部刑事部鑑識課長 殿

兵庫縣 警察署長

[illegible]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

発第 号
年 月 日

同 一 足 跡 等 照 会 書

兵庫県警察本部刑事部鑑識課長 殿

兵庫県 警察署長

下記事件の被疑者について、同一足跡等の有無について照会する。

被 疑 者	住 居 職 業 氏 名 (歳)
検挙年月日	年 月 日
罪 名 (手 口)	
資 料	1 履 物 2 タイヤ 3 その他
押 収 方 法 及 び 年 月 日	

様式第9号 (第10条関係)

足跡処理簿
警察署

受理番号 月 日	送付 号	被害年月日 被害者	事件(手口)名	種 別	個数	分類番号	基 礎 資 料	遺 留 額 似 足 跡				処 理	回 答	処理者
								個数	件数	個数	採取時			
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	
____号 ____月 日	____号	____年 月 日 (R 〇)	・空巢狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	____ ____ ____	____年 ____号	____	____	____年 月 日 空巢・忍込 事務所荒し	・資料返還 (月 日) ・鑑定 ・削除	____月 日 ネガNo	

様式第10号 (第10条関係)

足跡処理簿
(同一照会)

受理番号 月 日	送付番号	受取番号	事件(手口)名	種別	個数	伏撃等年月日 氏 名	身柄	脚型	遺留物				足跡	採掘	回答	処理者
									調査	件数	個数	足跡				
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	
____号 月 日		____号	・空巣狙い ・金庫破り ・事務所荒し ・その他()	・忍込み ・学校荒し ・出店荒し ・その他()	・短靴 ・カジュアル ・サンダル ・その他()	・運動靴 ・布靴 ・地下足袋 ・その他()	・被疑者 ・容疑者 ・その他()	年月日 ()	・勾留中 ・不拘束 ・その他()	要 否	年 号		年月日 空巣・忍込 事務所荒し		月 日	

様式第11号 (第10条関係)

足こん跡処理簿

(鑑定)

受理番号					
受理年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
送付署					
事件名 (手口)					
種 別					
個 数					
被害年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
被害者					
被疑者 生年月日					
共犯者数					
他種資料 の有無	有 () 無	有 () 無	有 () 無	有 () 無	有 () 無
結 果	・一致・類似 ・不一致・困難 ・不能・その他	・一致・類似 ・不一致・困難 ・不能・その他	・一致・類似 ・不一致・困難 ・不能・その他	・一致・類似 ・不一致・困難 ・不能・その他	・一致・類似 ・不一致・困難 ・不能・その他
回答年月日	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()
利用別	・疎明資料 ・裏付の ・その他	・疎明資料 ・裏付の ・その他	・疎明資料 ・裏付の ・その他	・疎明資料 ・裏付の ・その他	・疎明資料 ・裏付の ・その他
処理者					
資料 受領印					
採取者	・機鑑・署鑑識 ・代行員・その他	・機鑑・署鑑識 ・代行員・その他	・機鑑・署鑑識 ・代行員・その他	・機鑑・署鑑識 ・代行員・その他	・機鑑・署鑑識 ・代行員・その他
備 考					

様式第12号 (第11条関係)

被疑者足紋票

(左足用)

外周番号	作成番号	署	年部	号	受理番号	号
	フリガナ				連日	月日
	氏名				平成	年月日
	生年月日	T S II	年	月	日	罪名(平口)
	本籍				作成年月日	平成
	住所				作成者	印
備考	身柄拘束別	拘束・不拘束	備考			

左足跡平面



様式第12号 (第11条関係)

被疑者足紋票

(右足用)

外周番号	作成番号	署	年部	号	受理番号	号
	フリガナ				連日	月日
	氏名				平成	年月日
	生年月日	T S II	年	月	日	罪名(平口)
	本籍				作成年月日	平成
	住所				作成者	印
備考	身柄拘束別	拘束・不拘束	備考			

右足跡平面

